

## 状況に変更があった場合の手続について

下表以外にも認定通知書送付時より何か変更がありましたら、利用施設・事業者または所沢市保育幼稚園課までご連絡ください。  
各種書類は利用施設でのお渡しのほか、所沢市ホームページ（「幼児教育無償化における保育の必要性」で検索）でダウンロードできます。

	変更の内容	必要な手続	補足
1号 2号 3号 共通	市外へ引っ越すことが決まった (今利用している施設を継続する場合)	「施設等利用給付認定変更申請書」の提出 (「6 認定変更又は施設等の利用解除について」を記載) + <u>引越し先の自治体で施設等利用給付認定の手続</u>	市外へ転出されますと、転出した日で施設等利用給付認定が終了となります。継続して無償化を希望する場合は、転出前に引越し先の自治体で施設等利用給付認定の手続を行ってください。
	市外へ引っ越すことが決まった (今利用している施設を辞める場合)	「施設等利用給付認定変更申請書」の提出 (「6 認定変更又は施設等の利用解除について」を記載)	引越し先の幼稚園等を利用する場合、引越し先の自治体で施設等利用給付認定の手続を行ってください。
	市内で引っ越すことが決まった	「施設等利用給付認定変更申請書」の提出 (「1 住所の変更」を記載)	
	税額の更正をした	所沢市保育幼稚園課まで連絡	
	退園が決まった	「施設等利用給付認定変更申請書」の提出	最終登園日を記載してください。
1号のみ	事由(裏面参照)に該当し、預かり保育の無償化が必要になった	「施設等利用給付認定申請書兼現況届」の提出 + 事由に基づく裏面の必要書類(父及び母分)の提出	書類が整い、提出した日からの認定開始となります。遡り認定は出来ませんのでご注意ください。
2号 3号 のみ	転職することになった(就職した)	「施設等利用給付認定変更申請書」の提出 (「4 勤務又は疾病・介護等の状態の変更」を記載) + 転職後の「 <u>㉠就労証明書</u> 」の提出	転職の間に求職活動期間を含む場合は、転職後の「 <u>㉠就労証明書</u> 」の代わりに「 <u>㉡勤務内容・求職活動に係る誓約書</u> 」をご提出ください。
	仕事を辞めた	「施設等利用給付認定変更申請書」の提出 (「4 勤務又は疾病・介護等の状態の変更」を記載) + 辞めた後の事由に基づく裏面の必要書類の提出	求職活動等、別の事由に変更する必要があります。
	妊娠がわかった(出産した)、 産後、育児休業を取得する	「施設等利用給付認定変更申請書」の提出 (「7 産前・産後休暇、育児休業等について」を記載)	出生届確認後「出産後の育児休業取得有無の確認と無償化認定期間について」をお送りしますのでご確認ください。
	結婚した	「施設等利用給付認定変更申請書」の提出 (「2 世帯員の変更」を記載) + <u>配偶者分の裏面の必要書類</u> の提出	配偶者が市外から転入していた場合は、税額の証明書が必要となる場合があります。
	離婚した	「施設等利用給付認定変更申請書」の提出 (「2 世帯員の変更」を記載)	住民票上同居の場合、同一世帯とみなされます。
	事由(裏面参照)に該当しなくなった	「施設等利用給付認定変更申請書」の提出 (「6 認定変更又は施設等の利用解除について」を記載)	無償化認定の取下(幼稚園の場合は1号認定への切替)を行ってください。

⇒裏面もご覧ください

## 施設等利用給付認定（無償化用の認定）2・3号の必要条件や必要書類、認定期間について

父及び母のいずれかが事由に該当しなくなった場合、認定の取り下げ（幼稚園の場合は1号への切替）を行ってください。

各種書類は利用施設でのお渡しのほか、所沢市ホームページ（「幼児教育無償化における保育の必要性」で検索）でダウンロードできます。

事由	必要条件	必要書類	認定期間
労働	1日実働4時間以上の勤務を月16日以上（月実働64時間以上）していること	「㉔就労証明書」 ※自営業またはダブルワークの場合は追加書類として、自営業を営んでいることがわかる書類（自営業の方のみ）と直近3か月分の勤務表（自営業とダブルワークの方）が必要です。詳しくは就労証明書裏面を確認してください。	就労により保育を必要とする間
出産	出産（予定）日の前1か月から出産後2か月の間であること	母子手帳の母の氏名の記載ページの写し及び 出産予定日記載ページの写し	出産月の翌々月末まで
保護者の 疾病・障害	障害・精神福祉・療育手帳のいずれかの取得、 又は診断書で保育が必要であることが確認できること	障害・精神福祉・療育手帳の写し又は「㉕保育幼稚園課指定の診断書」、もしくは内容から保育が必要であることが明らかであれば指定外の診断書でも可	治療見込期間の月末まで
同居親族等の 介護・看護	介護・看護に週16時間以上かつ月16日以上（月64時間以上）従事していること	【介護・看護対象の診断書 又は 障害・精神福祉・療育手帳・介護保険証の写し】 + 介護・看護のスケジュール表	介護・看護により保育を必要とする間
災害	地震、風水害、火災等の災害を被り、復旧にあっていること	罹災証明書 又は 罹災届出証明書	全壊・大規模半壊罹災年月日から 1年間
求職活動	求職活動を行っていること	「㉖勤務内容・求職活動に係る誓約書」	求職開始日の3ヶ月後の月末まで
就学	学校、専修学校、各種学校又は職業訓練校等で週16時間以上かつ月16日以上（月64時間以上）就学していること	【在学証明書 又は 合格通知 又はハローワークでの職業訓練の場合は各種通知】 + 時間割等のスケジュール表	卒業見込の月末まで
虐待・DV	虐待やDVを受けている（おそれがある）こと	公的機関等からの書類 （所沢児童相談所・配偶者暴力相談支援センター・裁判所・所沢市子ども家庭センターからの文書）	証明書等の証明日から1年間
育児休業 （幼稚園・認定こども園・認可外保育施設在園児のみ選択できる事由）	産前休業以前から労働の認定（事由）に該当しながら同一の施設等を継続利用しており、下の子の育児休業中も継続して利用を希望する場合	産前休業以前より労働事由の条件以上の勤務をしていることがわかる「㉔就労証明書」 +産前休業以前より継続して同一の施設等を在園（利用）していたことが分かる「在園（利用）証明書」 +「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」	下の子の育児休業又は就学前までの育児休業がある期間の月末まで
その他	上記に類する状態にあり、市長が認めた場合		

父母別居中で申請する場合、「㉗離婚を前提とした別居中等の誓約書」をご覧ください。 所沢市保育幼稚園課 TEL04-2998-9126 ⇒表面もご覧ください